

## PCB廃棄物に係る届出書提出先

保管事業所所在地	健康福祉センター	住 所	電 話 番 号
福 井 市 永 平 寺 町	福井健康福祉センター 環境廃棄物対策課	〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1116
あ わ ら 市 坂 井 市	坂井健康福祉センター 環境衛生課	〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
大 野 市 勝 山 市	奥越健康福祉センター 環境衛生課	〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖 江 市 越 前 市 池 田 町 南 越 前 町 越 前 町	丹南健康福祉センター 環境廃棄物対策課	〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
敦 賀 市 美 浜 町 若狭町(旧三方町)	嶺南振興局 二州健康福祉センター 環境廃棄物対策課	〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
小 浜 市 若狭町(旧上中町) 高 浜 町 お お い 町	嶺南振興局 若狭健康福祉センター 環境衛生課	〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

PCB廃棄物に係る届出書の様式は、福井県循環社会推進課のホームページから入手できます。

循環社会推進課HP「PCB廃棄物に係る届出および報告」

<http://www.pref.fukui.jp/doc/junkan/todokede.html>



## PCB含有電気工作物使用に係る届出についての問い合わせ窓口

事業所所在地	窓 口	住 所	電 話 番 号
福 井 県 (小浜市、三方郡、 大飯郡、および 三方上中郡を除く)	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎3階	076-432-5580
福 井 県 の うち 小 浜 市、三方郡、 大 飯 郡、および 三 方 上 中 郡	中部近畿産業保安監督部 近畿支部電力安全課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎	06-6966-6047

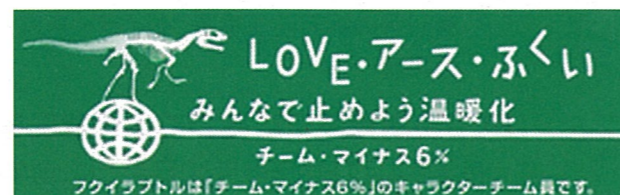
【問合せ先】

福井県安全環境部循環社会推進課

TEL:0776-20-0382

FAX:0776-20-0679

E-mail:junkan@pref.fukui.lg.jp



フクリプトルは「チーム・マイナス6%」のキャラクターチーム員です。

平成23年度

# 微量PCB(ポリ塩化ビフェニル)分析費 補助制度のご案内

電気機器等のPCB分析費用の一部を補助します!

## 微量PCBの分析の必要性について

従来、PCBを使用していないとされてきた電気機器等(トランス、コンデンサなど)も、概ね1989年以前に製造されたものについては、数十ppm程度の微量のPCBに汚染されている可能性があることが明らかになり、現在、国においてこれらが廃棄物となったものの適正な処理を確保するための体制の整備に向けた取り組みが進められています。

このため、事業者にとっては、これらの電気機器等の使用を終えた場合には、微量のPCBに汚染されていないことが確認されるまでの間は、当該電気機器等を特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物と同様に適正に保管しなければなりません。

また、その汚染の有無については、製造メーカー等に問い合わせ、汚染の可能性が疑われる場合には、検査機関に絶縁油中のPCB濃度の分析を依頼し、確認する必要があります。分析の結果、絶縁油中にPCBが0.5mg/kgを超えて確認された場合には、微量のPCBに汚染されたPCB廃棄物として処理するまでの間、廃棄物処理法に基づき適正に保管する必要があります。なお、超えなかった場合には、通常の産業廃棄物として処理することが可能です。

## 補助制度の概要

微量のPCBに汚染されている可能性がある電気機器等を、使用または保管している福井県内にある事業場の個人、法人事業者(電気事業法に規定する一般電気事業者を除く。)または市町に対し、それらの機器のPCB濃度分析費用の一部を補助します。

※予算の範囲内での補助となりますので、予算額を超えた場合、補助は受けられません。

## 補助対象経費および補助率

〔補助対象経費〕

電気機器等に充填された絶縁油のPCB濃度分析委託※に要する経費(分析試料採取のために委託した経費を含み、消費税および地方消費税を除く。)

※分析方法や分析機関に関する要件が規定されています。詳しくは循環社会推進課ホームページを確認してください。



循環社会推進課HP

「平成23年度微量PCB分析費補助制度について」

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/birouseidoh23.html>

〔補助率〕

補助対象経費の1/2以内(ただし、電気機器等1台当たり10,500円を上限とする。)

## 申請手続きについて

PCB分析を委託する前に、交付申請書を提出し交付決定通知を受領して下さい。

## 補助金申請に必要な書類および提出窓口

申請書等の手続きに必要な書類は、先述の循環社会推進課ホームページからダウンロードできます。

申請書等については、提出窓口(県の委託業者)に直接あるいは郵送で提出してください。

### 提出窓口

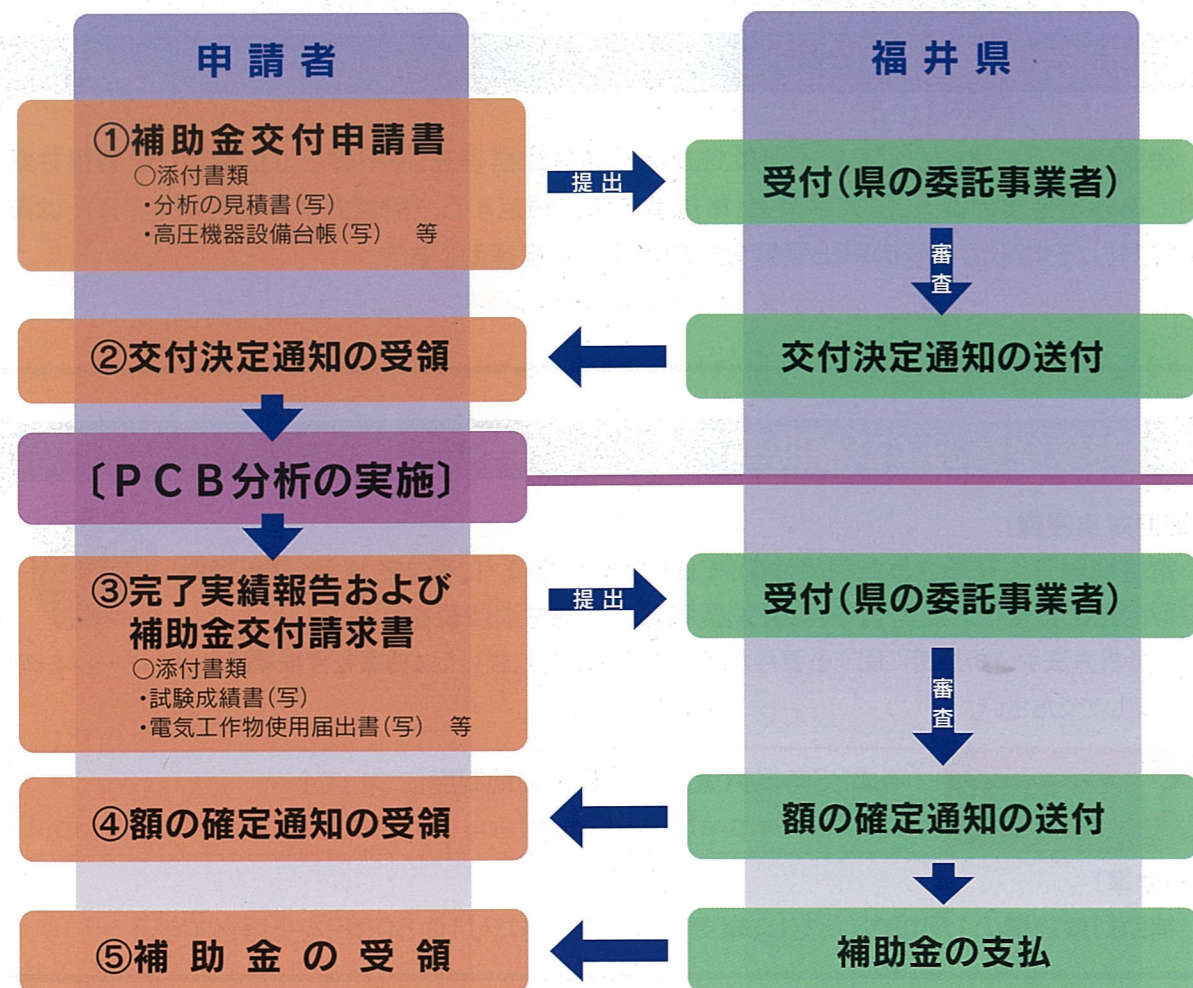
〒910-0003 福井市松本1丁目1番22号  
財団法人 北陸電気保安協会 福井支部(PCB担当)  
TEL 0776-24-5626

## 補助金交付申請受付期間

平成23年4月1日～平成24年2月29日

※予算の範囲内での補助となりますので、早期の申請をお願いします。

## 補助金申請手続きの概要



## 微量PCBの汚染※が確認されたら

※分析の結果、絶縁油中にPCBが0.5mg/kgを超えて検出されること。

### 使用中の電気機器等の場合

電気事業法(電気関係報告規則)に基づき、遅滞なく事業所所在地を所管する経済産業省産業保安監督部に電気工作物の使用に係る届出を行う必要があります。届出先は4ページをご覧ください。

### 使用済みの電気機器等の場合

処理体制が整備されるまで、特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物として適正に保管する必要があります。

具体的には、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するとともに、特別管理産業廃棄物保管基準に従い適正保管するほか、PCB特別措置法に基づき、毎年度、保管状況等について届出が必要です。

### 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

- ① 保管事業場ごとに置く必要があります。
- ② 管理責任者には資格要件が定められています。
  - ・(財)日本産業廃棄物処理振興センターの講習会受講者
  - ・廃棄物処理に関する技術上の実務経験者(学歴、経験年数に関する要件あり)

### PCB廃棄物に関する特別管理産業廃棄物保管基準について

- ① 囲い
  - ・保管場所の周辺に囲いを設けられていること
- ② 保管場所の掲示板(縦、横それぞれ60cm以上)の設置
  - ・周囲から見やすい場所に設置されていること(表示例)

特別管理産業廃棄物  
PCB廃棄物保管場所  
関係者以外の立入を禁止する  
管理責任者〇〇〇〇 名称〇〇  
連絡先〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
- ③ 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止
  - ・容器や受皿等の使用、ロープ等により固定する転倒防止措置 等
- ④ ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止
- ⑤ 他の物の混入の防止
  - ・他の物が混入するおそれがないよう仕切りを設けるなどの必要な措置
- ⑥ その他の措置(PCB廃棄物特有の措置)
  - 密封等の揮発防止措置、ボイラー室など高温の場所での保管禁止、腐食防止措置の実施 等

### PCB特別措置法に基づく保管状況等の届け出について

毎年度4月1日から6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管および処分の状況について、健康福祉センター(保健所)への届出が必要です。